○後志広域連合情報公開条例施行規則

平成23年5月31日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、後志広域連合情報公開条例(平成19年後志広域連合条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書の検索資料)

- **第2条** 条例第4条の規定による公文書の検索に必要な資料の作成について必要な事項は、連合長が定める。
- 2 公文書の検索に必要な資料は、総務課に備え置くものとする。 (開示請求)
- 第3条 条例第12条の規定による公文書の開示の請求は、公文書開示請求書(別記様式第 1号)により行うものとする。

(開示の決定をする期間の延長通知)

第4条 条例第13条第4項の規定による開示の決定をする期間の延長の通知は、公文書開示決定期間延長通知書(別記様式第2号)により行うものとする。

(開示の決定通知等)

- **第5条** 条例第14条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより行うものとする。
 - (1) 公文書の開示をすることと決定したとき 公文書開示決定通知書(別記様式第3号)
 - (2) 公文書の開示をしないことと決定したとき 公文書不開示決定通知書 (別記様式第4号)
 - (3) 公文書の一部について開示をすることと決定したとき 公文書一部開示決定通知書 (別記様式第5号)

(公文書の存否を明らかにしない決定通知)

第6条 条例第15条第2項において準用する第14条第1項の規定による通知は、公文書の存否を明らかにしない決定通知書(別記様式第6号)により行うものとする。

(公文書の不存在の通知)

第7条 条例第16条の規定による通知は、公文書不存在通知書(別記様式第7号)により 行うものとする。

(第三者に関する情報が記録されている公文書の開示の決定通知)

第8条 条例第17条第2項の規定による通知は、第三者に関する情報が記録されている公 文書の開示決定通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(閲覧による開示の実施)

第9条 開示する公文書を閲覧するものは、当該公文書を丁寧に取り扱うとともに、これ

を汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 連合長は、前項の規定に違反するものに対しては、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(費用負担)

- 第10条 条例第19条第2項の規定による写しの交付又は送付に要する費用は、次に掲げるとおりとし、前納しなければならない。
 - (1) 事務局に備えてある複写機による複写 別表に掲げる額
 - (2) 外部の業者に発注して複写するとき 当該複写に要した額
 - (3) 録音テープその他の媒体の複製によるもの 当該複製に要した額
 - (4) 送付に要する費用 当該送付に要する郵送料等の額
- 2 公文書の写しの交付部数は、開示請求があった公文書1件名につき1部とする。 (運用状況の公表)
- 第11条 条例第24条の規定による運用状況の公表は、開示の請求件数及び決定件数、不服申立の内容及び件数その他必要な事項について後志広域連合広報に掲載することにより行う。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、連合長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表 (第10条関係)

区 分	モノクロ	カラー
A 3 判	20円	100円
B 4 判	15円	7 5 円
A 4 判以下	10円	5 0 円

備考 表中の金額は、いずれも片面複写の場合の額を示す。

別記様式第1号(第3条関係)

公文書開示請求書

年 月 日

後志広域連合長 様

郵便番号

住所

(法人等にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏名

(法人等にあっては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 (電話番号)

後志広域連合情報公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1		求になる		公文	書の											
2	開	示	の	区	分	(1)	閲覧	生	(2)	写	しのろ	交付				
% 3	受	付	年	月	日			年		月		日				
※													課			係
4	担	当	i	課	等	電記	活					(内線)		
※																
5	備				考											

- 注 1 2の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
 - 2 ※印が付されている3から5までの欄は、記入しないでください。

別記様式第2号(第4条関係)

公文書開示決定期間延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

後志広域連合長

蔛

年 月 日開示請求のあった公文書について、後志広域連合情報公開条例第13 条第4項の規定により、次のとおり開示をするかどうかの決定をする期間を延長したので 通知します。

1	公	文 書	の名	称							
	条例第	5広域連 第13条第 :定期間	51項に				年年	月 月	日から 日まで		
3	期間	見を延長	きする理	里由及	理	由					
7	び延長	後の決	定時期		決定	時期			年	月	日
4	担	当	課	等	電	話			課 (内線)		係
5	備			考							

別記様式第3号(第5条関係)

公文書開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

後志広域連合長

蔛

年 月 日開示請求のあった公文書について、後志広域連合情報公開条例第14 条第1項の規定により、次のとおり開示をすることと決定したので通知します。

1	公	文 書	の名	, 称								
0	目目 二	= 0 1	1± TZ 71	848 SC	日	時	午前・	午後	年	月時	日分	
2	2 開示の日時及び場		`場別	場	所	電話			(内線))		
3	担	当	課	等						課		係
					電	話				(内線)		
4	備			考								

- 注 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等へ連絡してください。
 - 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

別記様式第4号(第5条関係)

公文書不開示決定通知書

第 号年 月 日

様

後志広域連合長

蔛

年 月 日開示請求のあった公文書について、後志広域連合情報公開条例第14 条第1項の規定により、次のとおり開示をしないことと決定したので通知します。

777	1247)	,yL/L (C	. 5 / 1	D(*/	C 40 > 1)11/	7,1.6.0	<i>3</i> , <i>C C C</i>		7000	地がしよう	0
1	公	文 書	の名	新							
2	開力	示した	ないま	里由	後志広域	或連合性	青報公開条	美例第	条	号に該当	
3	開示きる期		ること	がで		年	月	日			
4	担	当	課	等			電話		課 (内線	录)	係
5	備			考							

- 1 この不開示決定(以下「処分」という。)に不服のある場合には、この処分があった ことを知った日の翌日から起算して60日以内に、後志広域連合長に対して異議申立てを することができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、後志広域連合(訴訟において後志広域連合を代表する者は、後志広域連合長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 注 3の欄は、開示をすることができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

別記様式第5号(第5条関係)

公文書一部開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

後志広域連合長

綇

年 月 日開示請求のあった公文書について、後志広域連合情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部の開示をすることと決定したので通知します。

<u> </u>													
1	公	文 書	の名	称									
2	即元	· / D I	時及び歩	生形	日	時	年 午前・午後		日 f	分			
2	州小	ννηι	付及い	勿刀	場	所	電話	話(内線)					
3			ない部	分の	概要	更							
木	既要及	.びその	の理由		理目	由 後	志広域連合	情報公開多	条例第	条	号に該当		
4	開力	きをし	ない部	分の									
Ī	開示を	:する	ことが	でき		4	年 月	日					
,	る期日												
5	担	当	課	等		電話	課	(内線)	係				
備				考									

- 1 この一部開示決定(以下「処分」という。)に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、後志広域連合長に対して異議申立てをすることができます
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、後志広域連合(訴訟において後志広域連合を代表するものは、後志広域連合長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 注 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等へ連絡してください。
 - 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
 - 3 4の欄は、開示をしない部分について開示をすることができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

別記様式第6号(第6条関係)

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

後志広域連合長

蔛

年 月 日開示請求のあった公文書について、後志広域連合情報公開条例第15条第2項において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり公文書の存否を明らかにしないことと決定したので通知します。

1		えに係 は内容	る公文	書の	
2	開示	きをし	ないヨ	理由	後志広域連合情報公開条例第11条に該当
3	担	当	課	等	課 係 電話 (内線)
4	備			考	

- 1 この決定(以下「処分」という。)に不服のある場合には、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して60日以内に後志広域連合長に対して異議申立てをすること ができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、後志広域連合(訴訟において後志広域連合を代表する者は、後志広域連合長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第7号(第7条関係)

公文書不存在通知書

第 号年 月 日

様

後志広域連合長

蔛

年 月 日開示請求のあった公文書について、後志広域連合情報公開条例第16 条の規定により、次のとおり公文書が存在しませんでしたので通知します。

1		求に係っ 又は内名		書の			
2	不	存 在	の理	田			
3	担	当	課	等	電話	課 (内線)	係
4	備			考			

- 1 この決定(以下「処分」という。)に不服のある場合には、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して60日以内に後志広域連合長に対して異議申立てをすること ができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、後志広域連合(訴訟において後志広域連合を代表する者は、後志広域連合長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第8号(第8条関係)

第三者に関する情報が記録されている 公 文 書 の 開 示 決 定 通 知 書

第 号年 月 日

様

後志広域連合長

蔛

あなたに関する情報が記録されている公文書について、後志広域連合情報公開条例第17条第2項の規定により、次のとおり開示をすることと決定したので通知します。

1	公	文 書	の名	称										
2	公プ	と書に 言	記録さ	れて										
V	いるま	らなたし	こ関す	る情										
幸	日の 内	容												
					開	示	決	定		年		П		
3	開力	ト決定(の年月	日及	年	月	日			+		月	日	
7	が開示	の日時	È		開	示	\bigcirc	日		年		月	日	
					時				午前•	午後		時	分	
1	担	当	課	等						部	Ŗ.		係	
4	1旦	⇉	味	守			電話	舌		(内	7線)			
5	備			考										

- 1 この決定(以下「処分」という。)に不服のある場合には、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して60日以内に後志広域連合長に対して異議申立てをすること ができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、後志広域連合(訴訟において後志広域連合を代表する者は、後志広域連合長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。